平成２１年（フ）第３２６号
釧路市昭和中央１丁目13番13号
債務者　松下　悦子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３４３号
横浜市鶴見区下野谷町１丁目22番地３　渡辺マンション103号室
債務者　小林　　勇
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８号
川崎市高津区蟹ケ谷３番地７蟹ヶ谷槍ヶ崎住宅３―308
債務者　松井　紀和
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
川崎市多摩区堰３丁目６番10号ガイオ３Ｂ、前住所川崎市高津区下作延３丁目４番33―306号セザール第三梶ヶ谷
債務者　今村　隆司
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
川崎市宮前区小台２丁目14番地７　サンヒル３　101
債務者　近藤　和美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
川崎市多摩区菅４丁目２番20号、住民票上の住所東京都豊島区目白３丁目１番36号ハクジュウハイツ304号
債務者　田村　　徹
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
川崎市麻生区王禅寺東３丁目３番10―508号
債務者　高橋　直美（旧姓益田）
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
川崎市多摩区菅２丁目４番２号サニーサイド305、前住所栃木県下都賀郡壬生町緑町２丁目20番５号
債務者　梶山　裕一
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
川崎市高津区久地４丁目15番１―510号　フローレンスパレス久地
債務者　波利摩健介
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
川崎市宮前区馬絹1792番地　フォーブル都101
債務者　若月　友美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目３番１―305号
債務者　新山　静江
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
川崎市幸区大宮町26番地３　アーベインビオ川崎３―2301
債務者　佐藤　和明
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
川崎市高津区下野毛３丁目４番13号　Kハイツ303
債務者　児玉由可里
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
川崎市川崎区小川町８番地９プレールドゥーク川崎401、前住所川崎市川崎区富士見１丁目６番14―306号
債務者　早川　憲司
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係